

**「インドネシア：外資企業の最低投資額、最低払込資本金額を明示」**

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

最近のBKPM長官令で、投資認可のための「外資企業の最低投資額」と「最低払込資本金額」が明示されました。

インドネシアの投資認可機関BKPM（インドネシア投資調整庁）は、2013年4月12日付のBKPM長官令2013年第5号の第22条で、投資認可のための「外資企業の最低投資額」、「最低払込資本金額」を、

最低投資額は、100億ルピア超

最低払込資本金額は、25億ルピア以上

と規定しました。

本件は、これまで内規として運用されていたもので、今回、BKPM長官令で明示されました。

また、1株主当りの保有資本の最小金額は、1,000万ルピアと記載されています。

このため、「2013年4月12日付のBKPM長官令2013年第5号の第108条」で、「1994年の外国投資に関する政令に基づいて、『2007年4月の新投資法施行以前に設立された外資100%出資企業』は『営業開始15年以内に株式の一部をインドネシアの個人または法人に譲渡する義務』がある」とされている「株式の一部」の、最低額は1,000万ルピアとなります。

本レポートに関するお問い合わせ先  
国際業務部 北村広明

E-mail:hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。

- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。